7．施策・取組み

緑の将来像である「健幸で豊かな緑をはぐくむまち 安城」を実現するために、以下の施策と、各施策における取組みを推進します。

基本方針に基づく施策

基本方針に基づき、緑の課題に対応するため、以下に示す 11 の施策を推進します。

基本方針Ⅰ　後世に引き継ぐ　～緑をまもる～

- **施策①**　歴史ある緑の空間を守り、活かす
- **施策②**　広大な農地景観を守る

基本方針Ⅱ　健幸都市を推進する　～緑をつくる～

- **施策③**　広域的な新たな緑の拠点をつくる
- **施策④**　魅力ある公園・緑地をつくる
- **施策⑤**　水と緑でつながるネットワークをつくる

基本方針Ⅲ　暮らしの質を高める　～緑をふやす～

- **施策⑥**　公共施設の緑化を推進する
- **施策⑦**　災害時の安全・安心を確保する
- **施策⑧**　都市農地を保全し活用する
- **施策⑨**　民有地の緑化を推進する

基本方針Ⅳ　みんなで育てる　～緑をはぐくむ～

- **施策⑩**　官民協働による維持管理を推進する
- **施策⑪**　緑を育む機会を増やす

各施策の取組み内容

各施策について、具体的に以下の取組みを推進します。

（県営都市公園油ヶ淵水辺公園に関する取組みは、「取組みⅡ-1」のみです）

基本方針Ⅰ　後世に引き継ぐ　～緑をまもる～

施策①　歴史ある緑の空間を守り、活かす

取組みⅠ-1：次世代に伝えるべき緑地等の保全

市民が後世に残したいと感じている東海道のマツ並木は、補植等により本数を増やし、連続性を生み出す整備を検討します。また、東海道としての雰囲気を演出する整備を検討します。

市内の樹林保全地区や保護樹木については保全を行い、市民との協働による維持管理に努めます。

東海道のマツ並木

取組みⅠ-２：桜の名所における桜の再生

本市の桜の名所であり、「桜まつり」の会場となる安城公園において、多くの人の気持ちに根差し、人生の節目を彩るような美しい桜の景色の保全を図ります。

安城公園の桜まつり

取組みⅠ-３：生物多様性の保全

市民等に対する身近な自然に触れ合う機会づくりや外来生物の放逐の危険性に関する啓発等により、生物多様性に対する周知を行いながら保全を図ります。

施策②　広大な農地景観を守る

取組みⅠ-4：農地（緑地）の保全に向けた各種制度の適切な運用

農地は本市の「日本デンマーク」を支えた風土を特徴づけるだけでなく、風景づくりの観点からも重要な緑地です。このため、農業振興地域制度を適正に運用することで優良農地の減少の抑制に努めます。

施策③　広域的な新たな緑の拠点をつくる

取組みⅡ-1：県営都市公園油ヶ淵水辺公園の利活用及び整備促進

県営都市公園油ヶ淵水辺公園は、安城市と碧南市にまたがる広域公園であり、本市では東端町と根崎町にて整備が進められています。本市側の面積は約 57ha で、2018 年（平成 30 年）4 月に県営都市公園として第 1 期整備区域（20.9ha）のうち約 5.2ha が開園しました。

今後は、第 1 期整備区域において、市民との協働により活用しながら適切な維持管理を推進するとともに、未供用部分の整備を促進します。

県営都市公園油ヶ淵水辺公園

施策④　魅力ある公園・緑地をつくる

取組みⅡ-2：身近な地域における公園整備

歩いて行ける公園が不足している公園不足地域を対象として優先的に公園整備を推進します。また、現在施行中の土地区画整理事業の区域内において、新規に公園の整備を行います。

公園整備にあたっては、近隣住民の意見を把握するためにワークショップなどを開催し、利用者ニーズに沿った公園整備を行います。また、一時避難場所として活用します。

明本公園

取組みⅡ-3：地域の特性・ニーズを踏まえた公園のリニューアル整備

昭和期に整備された街区公園について、公園施設の老朽化への対応や多様化するニーズへの対応を図り、公園利用の促進及び拡大を図ります。

リニューアルにあたっては、ワークショップなどにより近隣住民の意見を反映した整備内容を検討します。

取組みⅡ-4：公園施設の長寿命化

既存の公園施設を今後も安全に利用できるよう、公園施設長寿命化計画に基づき、定期的な点検や予防保全的な修繕や更新、撤去等による長寿命化対策を計画的に推進します。

取組みⅡ-5：気軽に運動に取り組めるポケットパーク等の整備

市民の健康的な生活を支援するため、空き地等を活用し、気軽にストレッチ運動等ができる遊具や休憩用のベンチなどが整備されたポケットパークを整備します。

なお、ポケットパークは、周辺の都市公園の整備状況等を踏まえながら、緑の軸や健幸交流軸の強化に配慮しながら整備します。

取組みⅡ-6：公園の利活用に向けた民間のノウハウや活力の導入可能性の検討

市民サービスの向上などを目的として、収益性が見込まれる一定規模以上の都市公園において、改正都市公園法における公募設置管理制度（Park-PFI）の活用を視野に入れて、民間企業へのサウンディングなどにより、民間活力導入の可能性を検討します。

コラム

改正都市公園法における公募設置管理制度（Park-PFI）について

都市公園において、飲食店や売店などの施設の設置と、その施設から生じる収益を活用してその周辺の園路、広場等の特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う事業者を、公募により選定する制度です。

この制度により、より事業者の参入がしやすい環境が整いました。

Park-PFI 活用の公園イメージ

施策⑤　水と緑でつながるネットワークをつくる

取組みⅡ-7：身近な地域でのウォーキング・ランニングコースの活用

健康づくりに取り組む人を増やすため、身近な地域でのウォーキング・ランニングコースの活用に努めます。

ウォーキング・ランニングコースは既存の設定されたコースを利活用するとともに、広域的なコースの連携のために新たに接続経路が必要となる場合は、その区間の遊歩道・緑道整備も検討します。

ウォーキングイベント

取組みⅡ-8：拠点を結ぶ水と緑のネットワークの形成

半場川の堤防において、県営都市公園油ヶ淵水辺公園からデンパークまでの散策ルートなどを形成し、健幸交流軸の機能を強化します。

デンパーク周辺の半場川

取組みⅡ-9：連続的な歩行者・自転車ネットワークの形成

明治用水緑道を基軸とし、安全で快適な自転車利用のための整備を推進します。また、農業用水路の上部を利用し、県と協力しながら引き続き、ネットワークの形成を図ります。

明治用水緑道

取組みⅡ-10：河川敷を活用した自然と親しめる空間づくりの推進

郷東川などの中小河川では、自然と調和した親水空間を創出する多自然川づくりが実施されています。その他の中小河川についても、多自然川づくりなどを通して、市民のレクリエーションや小中学校の環境教育の場となる自然と親しめる良好な河畔空間づくりを検討します。

また、水と緑を生かしたコミュニティ道路として、自道車の走行速度を低減し、歩行者や自転車への安全性を確保する「追田川プロムナード」などを整備します。

郷東川（多自然川づくり）

施策⑥　公共施設の緑化を推進する

取組みⅢ-1：市役所など公共施設の緑化の推進

市役所や文化施設、学校などの公共施設では、樹木の植栽や花壇の設置、壁面緑化などを積極的に行い、施設利用者の視界に占める緑の量が増加するようにします。

なお、市民等の緑への関心を高めるため、季節を感じる緑を重点的・効果的に配置します。

安城市役所

取組みⅢ-2：都市公園における緑の質の向上

都市公園の新設・改修を行う際には、新規植栽などを行います。植栽にあたっては、地域にふさわしい樹種を選定し、市民との協働による適切な維持管理などによって質の向上に努めます。

堀内公園

取組みⅢ-3：街路樹などによる緑の質の向上

地域の景観特性や環境との調和、歩行者等の安全性の確保や維持管理方式（アダプトプログラムを含む）等の観点から、道路緑化の必要性を検討し、緑化区間や地域特性に応じた樹種の見直し等を推進します。

沿道緑化

施策⑦　災害時の安全・安心を確保する

取組みⅢ-4：安全・安心なまちづくりに貢献する公園の整備

公園・緑地は災害時の避難場所となるほか、火災の延焼防止などの効果が期待できます。

災害時にも安全で安心できる生活環境を確保するため、広域避難場所に指定されている公園は、防災拠点としての機能が発揮できるよう、適切な維持管理等を推進します。

施策⑧　都市農地を保全し活用する

取組みⅢ-5：身近な市民農園の整備促進

効率的な耕作が困難な地域及び周辺の農地の有効利用策として、レクリエーション、生きがいづくりなどの目的で野菜や花の栽培を行う市民農園での活用を促し、開設の支援を行います。

取組みⅢ-6：生産緑地地区の継続的な保全

生産緑地地区は、市街化区域内の良好な居住環境の創出に寄与する重要な緑地でもあることから、保全を図っていきます。

このため、今後は、土地所有者の意向を踏まえながら、特定生産緑地の指定を検討するとともに、緑地を総合的に保全していくことを目的に、他の緑地保全施策との連携や市民農園の設置等に関して配慮していきます。

コラム

都市農業振興基本法について

都市農業振興基本法は、都市農業の安定的な継続を図るとともに、農地の多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて、良好な都市環境の形成を資することを目的として 2015 年（平成 27 年）に制定されました。これにより、都市農地の位置づけが「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと大きく転換しました。

施策⑨　民有地の緑化を推進する

取組みⅢ-7：花と緑にあふれた街並み形成に向けた生垣補助や都市緑化の推進

住宅または店舗敷地内に生垣を設置する市民に対して補助金を交付する「生垣等設置奨励補助金制度」や、民有地の屋上緑化や壁面緑化、駐車場緑化などの実施者に対して費用の一部を交付する「あいち森と緑づくり事業」のほか、森林環境税などの都市緑化を推進する制度の充実を図ります。また、広報などで分かりやすく周知し、制度の積極的な活用を促し、個人宅や事業所など民有地の緑化を推進します。

取組みⅢ-8：苗木の配布による民有地緑化の推進

市民が緑化活動を始めるきっかけづくりや継続的な活動を支援するため、より多くの市民に配布することに留意しながら、これまでも実施してきた緑化木の配布などを活用し苗木配布を継続的に行います。

施策⑩　官民協働による維持管理を推進する

取組みⅣ-1：緑に関する教育の推進

市内の小中学校で行われている花壇づくりなど、学校緑化に関する取組みなどを支援します。また、地域の環境ボランティア団体や個人の活動家を講師とした環境学習、学校内だけでなく公園や緑道を活用した自然体験などにより、児童や生徒に加え、保護者や地域住民に対しても、緑に関する学びの機会の充実を図ります。

さらに、環境学習の講座や体験などを通して自然や緑に関する環境教育の充実を図ります。

取組みⅣ-2：官民協働による公園・緑地の管理運営の推進

市内では公園愛護会、街路樹愛護会、アダプトプログラム（環境美化ボランティア）など、市民の主体的な公園等の維持管理や環境美化活動が行われています。

これら制度を適切に運用するとともに、愛知県都市緑化功労者表彰受賞団体への推薦や活動の周知などにより、積極的な取り組みを継続してもらえるよう支援します。また、市民団体などが行う森や緑の育成活動や環境学習などに対する助成を行う「あいち森と緑づくり事業」を活用する市民団体に対して、技術面、手続き面などの様々な面から支援します。

コラム

みどり法人制度について

地方公共団体以外の NPO 法人やまちづくり会社などの団体がみどり法人として緑地の保全や緑化の推進を行うことができる制度です。

これにより、民間団体や市民による自発的な緑地の保全や緑化の推進に対する取り組みを推進することができます。

みどり法人制度の拡充内容

	現　行	改　正
名称	緑地管理機構	緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）
指定権者	都道府県知事	市区町村長
指定対象	一般社団法人、一般財団法人、ＮＰＯ法人	一般社団法人、一般財団法人、ＮＰＯ法人、その他非営利法人（例：認可地縁団体）、都市の緑地の保全および緑化の推進を目的とする会社（例：まちづくり会社）

※青字は現行からの変更点

資料：国土交通省

施策⑪　緑を育む機会を増やす

取組みⅣ-3：市民と農業者の交流促進

地産地消の日における「まちなか産直市」の支援のほか、野菜づくり講座や収穫体験等のイベントの開催などにより、農業者と消費者との交流機会を創出し、日常的に農業を楽しむ人づくりを推進します。農作業や野菜づくりの体験を通じて、市民と農業者とのふれあいや市民の健康づくり・生きがいづくりを促進します。

取組みⅣ-4：緑に関する情報提供・周知

緑に関する市民意識を高めるために、個人宅や事業所で行う屋上緑化や壁面緑化、生垣づくりなどの緑化活動に関するパンフレットを作成し、市役所などで配布します。また、市のホームページ上で民有地緑化に関する情報提供の欄を設けるなど、都市緑化活動の普及啓発を図るとともに、市内の特徴的な緑について周知を行い、緑に対する市民の意識向上を図ります。

取組みⅣ-5：緑化を促進するイベントの開催

市民が緑に親しみ、緑に関心を持つ機会や場を提供するため、イベントとして市民団体等と連携しながら行う植樹祭や個人宅のガーデニングコンテストなどの開催のほか、花の種や苗木の配布などの市民による緑化活動につながる取組みを実施します。

植樹祭の様子

コラム

デンパークについて

デンマーク風の建物が四季折々の花と緑に囲まれた、ガーデニングを楽しめる安城産業文化公園です。見所はデンマークの街並みが花と緑できれいに着飾った大温室のフローラルプレイスです。ゆったりとした空間をのんびりとお楽しみいただけます。

Ⅰ-1	次世代に伝えるべき緑地等の保全
Ⅰ-2	桜の名所における桜の再生
Ⅰ-3	生物多様性の保全
Ⅰ-4	農地（緑地）の保全に向けた各種制度の適切な運用
Ⅱ-1	県営都市公園油ヶ淵水辺公園の利活用及び整備促進
Ⅱ-2	身近な地域における公園整備
Ⅱ-3	地域の特性・ニーズを踏まえた公園のリニューアル整備
Ⅱ-4	公園施設の長寿命化
Ⅱ-5	気軽に運動に取り組めるポケットパーク等の整備
Ⅱ-6	公園の利活用に向けた民間のノウハウや活力の導入可能性の検討
Ⅱ-7	身近な地域でのウォーキング・ランニングコースの活用
Ⅱ-8	拠点を結ぶ水と緑のネットワークの形成
Ⅱ-9	連続的な歩行者・自転車ネットワークの形成
Ⅱ-10	河川敷を活用した自然と親しめる空間づくりの推進
Ⅲ-1	市役所など公共施設の緑化の推進
Ⅲ-2	都市公園における緑の質の向上
Ⅲ-3	街路樹などによる緑の質の向上
Ⅲ-4	安全・安心なまちづくりに貢献する公園の整備
Ⅲ-5	身近な市民農園の整備促進
Ⅲ-6	生産緑地地区の継続的な保全
Ⅲ-7	花と緑にあふれた街並み形成に向けた生垣補助や都市緑化の推進
Ⅲ-8	苗木の配布による民有地緑化の推進
Ⅳ-1	緑に関する教育の推進
Ⅳ-2	官民協働による公園・緑地の管理運営の推進
Ⅳ-3	市民と農業者の交流促進
Ⅳ-4	緑に関する情報の提供・周知
Ⅳ-5	緑化を促進するイベントの開催

【取組みの実施箇所】

【基本方針と施策体系の一覧】

課題の視点		緑の将来像	基本方針	施策	取組み	該当する目標値の指標					
						指標１	指標２	指標３	指標４	指標５	指標６
みどりを「まもり、いかす」	安城の歴史風土を物語る大切な**景観や緑の保全と継承**	健幸で豊かな緑をはぐくむまち 安城	基本方針Ⅰ **後世に引き継ぐ** ～緑をまもる～	①歴史ある緑の空間を守り、活かす	Ⅰ-1　次世代に伝えるべき緑地等の保全		●				●
					Ⅰ-2　桜の名所における桜の再生		●				●
					Ⅰ-3　生物多様性の保全		●				●
	日本デンマークとしての**郷の風景づくり**			②広大な農地景観を守る	Ⅰ-4　農地（緑地）の保全に向けた各種制度の適切な運用		●				●
みどりを「つくり、つなぐ」	多様なニーズに対応した**広域的な新たな緑の拠点の形成**		基本方針Ⅱ **健幸都市を推進する** ～緑をつくる～	③広域的な新たな緑の拠点をつくる	Ⅱ-1　県営都市公園油ヶ淵水辺公園の利活用及び整備促進		●	●			●
	日常的なニーズに対応した**身近な公園や緑の再構築**			④魅力ある公園・緑地をつくる	Ⅱ-2　身近な地域における公園整備		●	●	●		●
					Ⅱ-3　地域の特性・ニーズを踏まえた公園のリニューアル整備					●	●
					Ⅱ-4　公園施設の長寿命化					●	
					Ⅱ-5　気軽に運動に取り組めるポケットパーク等の整備				●		●
					Ⅱ-6　公園の利活用に向けた民間のノウハウや活力の導入可能性の検討					●	
	広域的な**緑の保全と水と緑の軸によるネットワーク化**			⑤水と緑でつながるネットワークをつくる	Ⅱ-7　身近な地域でのウォーキング・ランニングコースの活用						●
					Ⅱ-8　拠点を結ぶ水と緑のネットワークの形成		●				●
					Ⅱ-9　連続的な歩行者・自転車ネットワークの形成						●
					Ⅱ-10 河川敷を活用した自然と親しめる空間づくりの推進		●				●
みどりの「価値をたかめる」	地球温暖化やヒートアイランド現象、災害による影響拡大を抑制する**既存の緑の保全と新たな緑の拡大**		基本方針Ⅲ **暮らしの質を高める** ～緑をふやす～	⑥公共施設の緑化を推進する	Ⅲ-1　市役所など公共施設の緑化の推進	●	●				●
					Ⅲ-2　都市公園における緑の質の向上	●	●				●
					Ⅲ-3　街路樹などによる緑の質の向上		●				●
	災害時の防災活動拠点や避難場所としての**公園の充実**			⑦災害時の安全・安心を確保する	Ⅲ-4　安全・安心なまちづくりに貢献する公園の整備					●	
	豊かな生活環境の創出に向けた**都市内農地の保全・活用や民有地の緑化**			⑧都市農地を保全し活用する	Ⅲ-5　身近な市民農園の整備促進		●				●
					Ⅲ-6　生産緑地地区の継続的な保全		●				●
				⑨民有地の緑化を推進する	Ⅲ-7　花と緑にあふれた街並み形成に向けた生垣補助や都市緑化の推進	●	●				●
					Ⅲ-8　苗木の配布による民有地緑化の推進	●	●				●
みどりを「はぐくむ」	市民や事業者との官民協働による**緑の育成と維持管理の推進**		基本方針Ⅳ **みんなで育てる** ～緑をはぐくむ～	⑩官民協働による維持管理を推進する	Ⅳ-1　緑に関する教育の推進						●
					Ⅳ-2　官民協働による公園・緑地の管理運営の推進						●
	市民や事業者とのきずなを通して、**緑を育み、広げる機会の拡大**			⑪緑を育む機会を増やす	Ⅳ-3　市民と農業者の交流促進						●
					Ⅳ-4　緑に関する情報提供・周知						●
					Ⅳ-5　緑化を促進するイベントの開催	●					●

※指標１：市内の高木本数
指標２：市内の緑の面積割合
指標３：市内の都市公園の住民一人あたり整備量
指標４：公園・緑地の徒歩利用圏のカバー率
指標５：都市公園の更新数
指標６：身近な緑の量が多いと感じる割合